

令和6年

第1回農業委員会総会議事録

令和6年1月9日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (25人)

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 白山 一男 | 2 番 | 高原 和重 |
| 3 番 | 林 康弘 | 4 番 | 土佐 好廣 |
| 5 番 | 木下 栄作 | 6 番 | 川腰 康子 |
| 7 番 | 山本 康雄 | 8 番 | 田邊 秀男 |
| 9 番 | 樋上 豊 | 10 番 | 島倉 忠悦 |
| 11 番 | 長谷 吉宗 | 12 番 | 長谷川 達夫 |
| 13 番 | 高橋 彰 | 14 番 | 堀 正 |
| 15 番 | 表 隆夫 | 16 番 | 齊田 博美 |
| 17 番 | 松井 正 | 18 番 | 明石 茂 |
| 19 番 | 末永 久義 | 20 番 | 炭谷 一三 |
| 21 番 | 坂井 吉三郎 | 22 番 | 瀧田 秀成 |
| 23 番 | 高越 博 | 24 番 | 山崎 善夫 |
| 25 番 | 北田 幹夫 | | |

欠 席 委 員 (0人)

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 村中 一也 | 主 査 | 村下 哲也 |
| 主 査 | 高木 淳也 | 主 事 | 新保 有紗 |

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、令和6年第1回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「1番 白山委員」「2番 高原委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号35番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の申請番号35番について説明します。

申請人は、現在〇〇市内の賃貸アパートにて妻と11月に誕生した子供の3人で生活しており、子供の成長とともにアパートでは手狭になることに加え、将来的な子育ての協力を親に仰ぎたいとの思いがありました。そうしたことから、申請人の実家である〇〇地区周辺で住環境を取得したいと考え、このたび住宅の取得計画に至りました。

なお、〇〇夫婦において所有する土地もなく、〇〇氏の実家敷地では住宅を建設するスペースを確保できないことから、〇〇地区周辺で検討を重ねた結果、〇〇氏の父が所有する農地において、利用計画相当分の面積で土地を分筆した上で住宅を建築するものです。

住宅建築においては、擁壁等を設置した上で周辺農地に土砂が流出しないことや近辺の農地への影響に細心の注意を払う旨を誓約していることに加え、地元関係者からも同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号36番について、長谷川委員から説明をお願いします。

長谷川委員

議案第2号の申請番号36番について説明します。

申請人は、現在射水市内の共同住宅で妻・子供の3人で生活しており、子供の成長とともに共同住宅では手狭になることに加え、夫婦共働きであることから将来的な子育ての協力を親に仰ぎたいとの思いがありました。そうし

たことから、申請人の実家がある〇〇地区周辺で住環境を取得したいと考え、このたび住宅の取得計画に至りました。

なお、〇〇氏の実家敷地には兄家族の住宅が建築されており、これ以上住宅を建設するスペースを確保できないことから、実家を起点に300メートルの範囲で検討を重ねた結果、申請人の父が所有する農地を利用計画相当分の面積で土地を分筆した上で、住宅を建築するものです。

住宅建築においては、出入口が国道沿いで交通量を考慮した結果、自家用車2台分以外にも旋回スペースを設ける予定であり、申請面積としては妥当であると考えます。隣接地との境界には擁壁を設置した上で周辺農地に土砂が流出しないことや西側の分筆後の残地は法面で仕切り、農地を畑として利用します。また、排水については地元及び金山土地改良区からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

高橋委員

借受料無償について伺いたい。

議長（堀会長）

この案件がどうなのかわからないが、私の知っている限りでは、中間管理機構を通す契約では、無償となっているが、例えば今回は1万円払うが次は1万5千円払うためにあえて無償としていることがある。始めに賃金をいくらと決めて10年間農業をするとすると、10年間必ずその金額を払えるかわからない。なので、無償や標準賃借料として、各営農が利益を上げた分を払っているというのが本音としてあると思う。

事務局（村中）

補足します。あくまでも中間管理事業の中で、契約行為であるので約束事として地代をいくらにするか決めている。その中では0円なんです。地代は0円にするけれど、作業の賃金をプラスする等、経営のノウハウや内部事情でバランスを取っているのだと思う。表に見えてくる部分では借受料が無償なので、資料では無償となっている。

議長（堀会長）

ほかに質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

報告第3号農農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第1回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時00分

令和6年第1回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和6年2月6日（火）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 農業委員会新年懇談会の開催について

- ・開催日 令和6年2月8日（木）午後6時15分から
- ・会場 「松原屋」 射水市三ヶ3971-1

※ 出欠は、別紙にて1月18日（木）までに事務局へ提出

3 令和6年度農業委員会総会開催日程表

議 長

署名委員

署名委員